

東部地区クリーンセンター機器定期整備業務委託

特記仕様書

木曽岬町建設課

第1章 総 則

第1節 点検概要

本業務は、東部地区クリーンセンターに設置されている各設備の安定運転及び良好な放流水質を確保するため、計装設備を点検することを目的とするものである。

第2節 特記事項

1. 設計図書中に相互に差異のある場合は打ち合わせによる決定・指示した事項が最優先するものとする。
2. 本業務で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合、監督員と協議のうえ、決定を行う。尚、軽微な変更に関しては設計変更の対象としない。
3. 期間内においても可能な限り迅速に作業し、完了までの期間短縮に努めること。
4. その他、監督員の指示を遵守すること。

第3節 規格及び関係法令

本業務の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 内線規程
- (6) 三重県公共工事共通仕様書
- (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

第4節 試運転調整及び検査

1. 機器類は、点検完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。別途発注工事等との関連、その他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時行うものとする。
2. 業務完了後、完了検査を受けるものとする。完了時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合及びそれに伴った検査を受けられない場合は、受注者は本町の指示に従うものとする。

第5節 保証期間

1. 点検対象機器類の保証期間は引渡し完了後1年間とする。
2. 保証期間内に明らかに本業務に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応し、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

第2章 機器仕様

第1節 対象設備

【対象設備名称一覧】

東部地区クリーンセンター

全窒素・全リン計

UV 計

【取替品一覧】

別紙「交換部品リスト」のとおり

第2節 点検作業仕様

各機器の主な点検項目は、以下のとおりとする。

1、UV計点検

1. 検出部

- 1) 外観の点検清掃
- 2) セル窓の点検・交換
- 3) 消耗部品の点検・交換（受光器、水銀ランプ等）
- 4) ワイパ駆動部（モータ及びカム ASSY）の動作確認

2. 変換器

- 1) 外観の点検及び清掃
- 2) 内部データの確認
- 3) 警報等の動作確認
- 4) 伝送出力試験
- 5) 伝送出力端子確認、動作確認

3. 校正

- 1) 校正レンジの設定
- 2) 純水によるゼロ校正
 - a) ヘッドアンプ出力電圧の確認及び調整
 - b) 指示の確認
- 3) 標準液によるスパン校正
 - a) 指示の確認

- 4) フィルター値の更新(純水にて)
 - a) フィルター値の確認
- 4. 試料水部
 - 1) 検出器の位置確認(検出器が水面下 30cm 以上の事)
 - 2) 巻き上げ装置の確認
 - 3) 受水槽ユニット清掃・点検
- 5. 測定・総合動作確認
 - 1) 試料水の測定
 - 2) 総合動作確認
- 6. その他
 - 1) 異常があればその旨報告する事
 - 2) 次回交換が必要な部品等の報告をする事

※各消耗部品交換あり(交換部品リスト参照)

2、全室素・全りん計点検仕様書

- 1. 配管、ポンプ、電磁弁、加熱槽等
 - 1) 設置状況、運転状況確認
 - 2) 各消耗部品の交換
 - 3) 受水槽の確認
 - 4) 試料水、校正液ライン確認
 - 5) 純水ライン確認
 - 6) 純水器イオン交換樹脂の確認
 - 7) 廃液ライン確認
 - 8) 加熱分解槽確認
 - 9) 検出器ライン確認
 - 10) 試薬ライン確認
 - 11) 反応槽ライン確認
- 2. プリンター
 - 1) ロール紙確認
 - 2) 印字状態確認
- 3. 試薬類、校正液
 - 1) 試薬、校正液の確認
- 4. 測定、総合動作の確認
 - 1) 設定条件の確認
 - 2) 伝送出力試験
 - 3) 警報動作、警報出力の確認

- 4) 加熱部、反応槽の温度確認
- 5) シーケンス動作確認
- 6) 試料、純水、各試薬等の水漏れ確認
- 7) ゼロ、スパン校正
- 8) サンプル測定
- 9) 総合動作試験

※各消耗部品交換あり(交換部品リスト参照)

第3節 その他

- ・ 製造メーカー指定の取替部品を調達し、交換するものとする。
- ・ 調達した部品については、納品書を添付するものとする。
- ・ 撤去品に関しては受注者の責任において適切に処分すること。
- ・ 校正値、指示値についてはメーカー標準値を用いること。